TKC 近畿兵庫会　阪神支部・税理士　永田　清行

平成30年度税制改正3

（特例事業承継税制について）

新しくできた「特例事業承継税制」と「現行の事業承継税制」の違い

１．納税猶予の対象株式

現行の事業承継税制での対象株式は、発行済議決権株式総数の3分の2が限度である。

特例事業承継税制（以下「特例制度」）では、発行済議決権株式総数のすべてが対象となる。

２．納税猶予適用対象となる相続税額

現行の事業承継税制では、適用対象となる株式の評価額の80%に相当する金額に対応する相続税額である。

特例制度では、適用対象となる株式の評価額の100%に相当する金額に対応する相続税額が猶予となる。

3．雇用確保要件

現行の事業承継税制では、5年平均の従業員数が贈与時又は相続時の従業員数の80%を下回らないようにしなければならない。

特例制度では、80%を下回った場合でも、認定経営革新等支援機関の意見が記載された「下回った理由を記載した書類」が提出された場合には、認定が取り消されないこととされている。

４．贈与等を行う者

現行の事業承継税制では、代表者であった同族関係者間で筆頭株主である先代経営者からの贈与に限定されていた。

特例制度では、後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式等についても、一定の要件を充足すれば対象となる。

５．受贈者の範囲

現行の事業承継税制では、適用対象となる後継者は筆頭株主である代表者に限定されている。

特例制度では、承継計画に記載された代表権を有する後継者で、発行済議決権株式総数の10%以上を有する上位2名又は3名が対象となる。

６．相続時精算課税

相続時精算課税のもともとの適用対応者は推定相続人と孫のみである。

特例制度では、その他の親族や第三者でも相続時精算課税の適用を受けて、非上場株式等の贈与税の納税猶予の適用を受けることができる。

７．特例経営承継期間経過後の減免

現行の事業承継税制でも民事再生・会社更生時に一定の金額について猶予税額が、免除される。

特例制度では、譲渡時、合併による消滅時及び解散時にも同様の制度が導入される。

８．承継計画の提出

特例制度では、「承継計画」の都道府県への提出が必要となる。

出典ＴＫＣ出版「Ｑ＆Ａ　特例事業承継税制」